

用語解説 (五十音順)

ア行

○1階部分

公的年金の年金給付のうち基礎年金に相当する部分。年金額は、「加入期間×一定額」で算定される。定額部分ともいう。原則として、65歳以上の者に給付される。本報告書では、各制度が毎年拠出する基礎年金拠出金を、各制度の1階部分として、検証している。

なお、被用者年金では65歳未満の者にも定額部分が支給されるが、ここでは2階部分の一部として扱っている。

○永久均衡方式

年金財政の将来見通し作成の基準として、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を作る方法のことである。

カ行

○開放集団方式

年金の財政計算において、現在の加入者及び受給者のみならず、将来の新規加入者も考慮して行う方法である。

○学種

学校の種別。私学共済では、大学、短大、高専、高校、中学、小学、幼稚園、盲・ろう・養護、各種、専修に分けている。

○確率的将来見通し

将来推計に使用する前提が確率的に変動するものとして、シミュレーションを多数回行い、将来推計の姿を一つのパターンではなく確率分布の形で把握するもの。将来の姿の実現度合がわかるため、将来の対策の検討に活用できる。

○学齢対象人口

各々の学校の種別の対象となる児童・生徒の年齢の人口。

私学共済の平成26年財政再計算において、将来の被保険者数を推計する際に使用された。学校の種別により、就学する年齢が異なるため、雇用される教職員の数も変わってくる。

○過去期間分・将来期間分別

年金給付費や国庫・公経済負担について、その算定の基となる加入期間で分けたもの。例えば年金給付費であれば、過去期間分は、加入期間のうち基準時点（平成 26 年度末）以前の期間に係る給付費であり、将来期間分は基準時点以降の期間に係る給付費である。

○感応度分析

財政検証・財政再計算で使用した前提の変動が、結果にどのように影響を及ぼすかを分析する方法。動かした前提の計算結果に対する影響度合が分かるため、その前提の変動による結果の変動がある程度予測できる。

○基礎数

財政検証・財政再計算で使用される初期データ。将来見通しのシミュレーションの最初となる値。一般には財政検証・財政再計算時点で得られている最新の被保険者、受給者の統計や決算結果等が使用される。

この最新のデータ年度と基準時点とが異なる場合には、その基準時点まで、別途計算した結果が使用される。

○基礎年金拠出金

基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、年金特別会計基礎年金勘定に納付するまたは繰り入れる額のことである。

公的年金各制度は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、被保険者数（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して拠出する。ただし、毎年度の決算額は、当年度の概算額と前々年度の精算額を合算した額である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

●保険料・拠出金算定対象額

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額

●基礎年金拠出金算定対象者

国民年金にあつては保険料納付済期間または保険料 4 分の 1 免除期間または保険料半額免除期間または保険料 4 分の 3 免除期間を有する第 1 号被保険者（任意加入者も含む）、被用者年金にあつては第 2 号被保険者で 20 歳以上 60 歳未満の者及び第 3 号被保険者

●基礎年金拠出金単価

基礎年金拠出金算定対象者 1 人当り保険料・拠出金算定対象額

●各制度が負担する基礎年金拠出金額

基礎年金拠出金単価×当該制度の基礎年金拠出金算定対象者数

○基礎年金交付金

昭和 60 年改正前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、年金特別会計基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられるまたは交付される額のことである。

○基礎率

財政検証・財政再計算における将来推計のシミュレーションで、被保険者数や受給者数等が今後どのように変化していくのかなどを推計するのに用いられるパラメータである。

○給付水準

年金給付の水準。現役世代の手取り賃金に対する年金の比率（所得代替率）で測られる。平成 16 年改正で、厚生年金の標準的な年金受給世帯におけるマクロ経済スライド調整終了後の給付水準は、年金受給開始時点での所得代替率が 50%を上回るものとされた。単身者や標準報酬が平均と異なる場合の所得代替率は異なってくる。また、65 歳以降は物価スライドとなるため、年齢とともにこの比率は概ね低下する。

○軽減保険料率

私学共済では、被用者年金一元化に伴って、加入者や学校法人等の急激な負担増とならないよう、増加する 1・2 階部分の保険料の一部について、厚生年金の積立金の水準に見合った額として一元化後の 1・2 階部分の共通財源に供した積立金以外の積立金の一部をもって負担し当該保険料を軽減することができることになっている。

○経済前提

財政検証・財政再計算で使用される基礎率の一種。物価上昇率、賃金上昇率及び運用利回りが使用される。公的年金の財政では、それぞれの間の差が意味をもつため、これら三者の間の整合性を勘案して設定される。

○現価

将来の価額をある時点（基準時点）の価値に換算したもの、またはその累計。年金は長期間にわたるものであり、その間の運用などの経済活動により、時点が違えば保険料や年金額等の価値が違ってくる。これら異なる時点における金額をそのまま同等に扱うことは適切ではないため、ある時点の価値に換算したものを使用する。換算には、運用利回りや賃金上昇率が割引率として用いられる。また、将来の各年度の推計値の現価のほか、これらを基準時点まで積み上げた額も現価という。

○厚生年金拠出金

被用者年金一元化に伴い導入された制度間の財政調整の仕組みの一つ。共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に拠出金を納付する。

共済組合等からの拠出金

$$\begin{aligned}
 &= \text{拠出金算定対象額}^{\text{注}} \quad (\text{激変緩和措置}^{\text{注}}) \\
 &\times \{ (\text{標準報酬按分率}^{\text{注}} + \text{積立金按分率}^{\text{注}}) \times 50\% + \text{支出費按分率} \}^{\text{注}} \\
 &- \text{基礎年金拠出金 (国庫・公経済負担を除く)}
 \end{aligned}$$

注 拠出金算定対象額とは、厚生年金保険給付等の総額に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除く）の合計額を加えた額。なお、被用者年金と国民年金の間の基礎年金拠出金の分担方法は、これまでと変わらない。

共済組合等の拠出金については、激変緩和措置として、当分の間、全体の50/100を支出費に応じて負担することとしている。

標準報酬按分率とは、厚生年金全体の標準報酬総額に対する各共済組合等の標準報酬総額の割合に保険料財源比率（財政均衡期間における拠出金算定対象額の予想額に占める保険料財源分の割合）を乗じて得た率のことである。

積立金按分率とは、厚生年金全体の1階部分及び2階部分の積立金額に対する各共済組合等の1階部分及び2階部分の積立金額の割合に（1－保険料財源比率）を乗じて得た率のことである。

支出比按分率とは、全体の支出費（拠出金算定対象額）に対する各共済組合等の支出費の割合に50/100を乗じて得た率のことである。

○厚生年金交付金

被用者年金一元化に伴い導入された制度間の財政調整の仕組みの一つ。共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は、年金特別会計の厚生年金勘定から共済組合等に交付金として交付される。

$$\text{共済組合等への交付金} = \text{厚生年金給付費}$$

○公的年金制度の一元化

就業構造の変化、年金制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため推進されてきた。これまで、基礎年金制度の創設や、船員保険、旧三公社の各共済組合、農林共済が厚生年金と統合したことなどがある。また、この一元化への対応として、平成16年財政再計算では、国共済と地共済では財政単位の一元化が、私学共済では保険料率引上げの前倒しが行われた。

平成19（2007）年4月に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたが、審議入りすることなく、平成21（2009）年7月の衆議院解散に伴い廃案となった。

平成 24 (2012) 年 4 月に、先に提出した法案と基本的には同じ内容の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」(被用者年金一元化法) が通常国会に提出され、同年 8 月に成立、平成 27 (2015) 年 10 月に施行された。

○公的年金の被保険者

公的年金制度が適用されている者。国民年金は第 1 号被保険者、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者に分かれる。国民年金の第 1 号被保険者は原則 20～59 歳であるが受給資格期間が足りない場合は、その後 64 歳まで国民年金に任意加入できる。第 2 号被保険者は、65 歳以上の老齢年金の受給権者を除く者である。第 3 号被保険者は、第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20～59 歳の者である。したがって、国民年金の第 1 号、第 2 号及び第 3 号被保険者数の和は、公的年金の被保険者総数よりも少ない。

また、被用者年金について、被用者年金一元化前は厚生年金は被保険者、国共済及び地共済では組合員、私学共済では加入者と呼ばれていた。一元化後はそれぞれ、第 1～4 号厚年被保険者となっている。

○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成 16 年 10 月から実施されている両制度間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整 (財政調整 A) と年金給付に支障を来さないための財政調整 (財政調整 B) がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

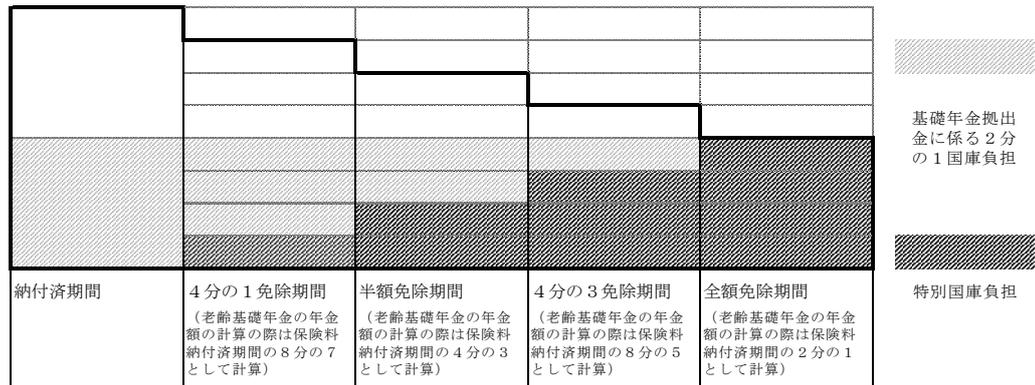
○国共済+地共済

国共済と地共済は、平成 16 年度から財政単位が一元化され、財政再計算では国共済と地共済の財政を一体として扱って将来見通しが示されている。なお、決算については国共済と地共済でそれぞれ個別に行われている。

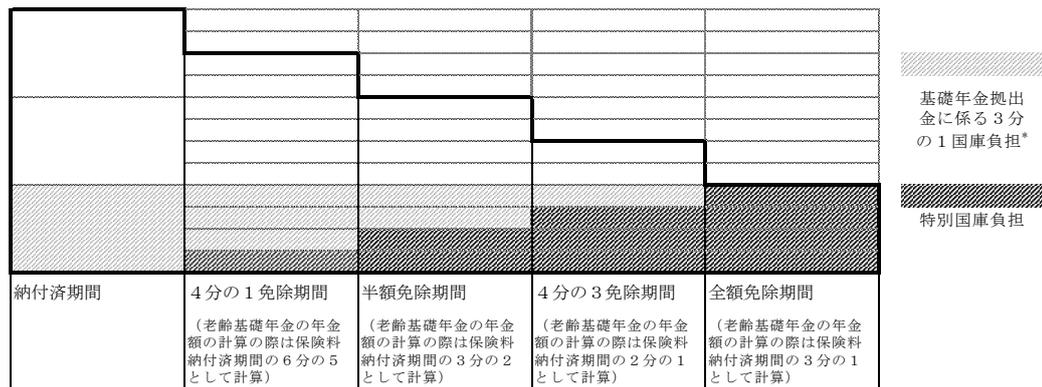
○国庫・公経済負担

公的年金各制度の基礎年金拠出金の 2 分の 1 (従来は 3 分の 1 であったが平成 16 年度から段階的に引上げられ平成 21 年度に 2 分の 1 となった。なお、18 年度は約 35.8% (3 分の 1 + 1000 分の 25)、19 年度、20 年度は約 36.5% (3 分の 1 + 1000 分の 32) である。) に相当する額、被用者年金制度にあっては昭和 36 年 4 月前の加入期間に係る給付に要する費用 (恩給公務員等期間に係る費用は除く。) の一定割合 (厚生年金は 20%、国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林共済は 19.82%) に相当する額、国民年金にあっては国民年金の保険料免除期間に係る基礎年金給付費の全額 (全額免除期間) または^{注1} 5 分の 3 (4 分の 3 免除期間)、3 分の 1 (半額免除期間)、7 分の 1 (4 分の 1 免除期間)、20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など^{注2} を国庫または地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

注1 国民年金保険料免除期間（平成21年度以降の免除期間）に係る国庫負担
（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



(参考) 国民年金保険料免除期間（平成20年度以前の免除期間）に係る国庫負担
（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



* 平成16年度以降、従来の3分の1から段階的に引き上がった。

注2 上記以外の国庫・公経済負担の例

- ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の20/100*、優遇分（いわゆる嵩上げ（カサ上げ）加算分）の4分の1及び5年年金の8分の1
- ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の4分の1
- ・新法国民年金の付加年金に対するもの など

* 平成17年度までは40/100、平成18年度は38/100、平成19・20年度は37/100。

サ行

○再加入率

被保険者数の見通しを作成する際、新たに加入者となる者のうち、過去に当該制度の被保険者であった者の割合。厚生年金で設定しているが、各共済制度及び国民年金では再加入率は0としている。

○財源と給付の内訳

年金制度の収入と支出について、将来見通しの期間の現価を対比させたもの。年金の財政見通しから、保険料、国庫・公経済負担及び給付費等を基準時点での額に運用利回りにより換算して、表示することで、収支のバランスを集約した形でみることができる。なお、過去期間と将来期間に分割されているが、公的年金の財政方式は積立方式ではないことに留意する必要がある。

○財政均衡期間

財政計画を立てる際に、年金制度の財政の均衡が図られるようにする期間。以前は永久期間としていたが、平成16年の財政再計算からは、有限均衡方式の導入に伴って、基準時点以降、概ね100年間とされた。

○財政計画

財政検証・財政再計算で、収支が均衡するように、保険料率の引上げ方や給付水準の調整の仕方を決めること。

○財政検証

平成16年の制度改正により保険料水準固定方式により運営されることとなった厚生年金、国民年金において、従来の財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに行われる「財政の現況及び見通しの作成」のことである。

なお、「財政検証」は、平成13年3月16日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政検証・財政再計算時に行う検証を指す言葉でもあったため、現在は、両者を区別するため、年金数理部会においては、「財政検証・財政再計算時の検証（レビュー）」または「財政検証・財政再計算時のレビュー」と称することとしている。また、旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成8年3月8日付けの閣議決定において、同様のことを行うものとされていた。

○財政再計算

公的年金の保険料(率)及び財政見通しは、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されるものであるが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならず、その場合、予定した長期的な

収支均衡が図れない恐れがあることになるので、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提を改めた上で再度計算し、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料(率)及び財政見直しを見直している。これが財政再計算であり、給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多かった。

なお、平成16年の制度改正で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、今後は財政再計算の仕組みに代わって、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなった。

平成26年財政再計算では、共済年金において被用者年金一元化施行前の保険料率を算定するとともに、一元化後の厚生年金部分及び旧職域年金部分の財政見通しが作成された。加えて、私学共済については、軽減保険料率の見通しも作成された。

○財政指標

年金財政を検証する際などに使用される指標。年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率等がある。

○財政単位の一元化

保険料率の設定集団を一つとすること。使用する基礎率から合わせて財政検証・財政再計算する場合から、各々の費用等の将来見通しを計算してから合算して保険料率を設定する方法まで様々である。国共済と地共済の財政単位の一元化は後者の方である。

○財政の現況及び見直し

平成16年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、それまでの財政再計算の仕組みに代わって、少なくとも5年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見直し(以下、「財政の現況及び見直し」という。)の作成を行うこととなった。ここで、財政均衡期間は概ね100年間とされている。

また、財政の現況及び見直しを作成するに当たり、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整を開始し、この調整を行う必要がなくなったと認められるときは、終了することとされている。

なお、財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しの作成が作成されるまでの間に所得代替率(標準的な年金受給世帯(夫婦2人)における年金額の現役男子の平均手取り賃金に対する比率)が50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

○再評価

年金給付の報酬比例部分の額の算定では、過去の標準報酬について、その後の賃金上昇率や物価上昇率等を勘案し再評価したものを使用している。その再評価を行う前

の標準報酬が再評価前、再評価した後のものを再評価後という。

○支給開始年齢の引上げ

被用者年金の老齢・退職年金では、本則上は65歳から年金が支給されることとなっているが、経過措置として、65歳より前から特別支給の年金が支給されることとなっている。特別支給の支給開始年齢は、一般被保険者の場合、60歳から順次引き上げられており、現在は報酬比例部分で支給開始年齢の引上げが行われている。

被用者年金一元化前は、共済年金女子は厚生年金より支給開始年齢を引上げる年度が早い等、厚生年金と各共済年金制度で支給年齢の開始年度に一部差があったが、この差は一元化後も経過的に残ることとなった。

○失権率

年金の受給権がなくなることを失権といい、この失権の一年間の発生率を失権率という。年齢別に示すことが多い。老齢・退職年金では、失権事由は受給権者の死亡のみであり、死亡率と同じとなる。

その他の年金における失権としては、死亡以外に、障害年金では障害の程度の回復があり、遺族年金では再婚や養子になったとき、さらに子、孫では18歳の年度末に到達したことなどがある。

○実施機関

被用者年金の一元化により、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団は、厚生年金の実施機関として位置づけられ、引き続き事務組織として活用し、積立金の管理・運用についても保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、各実施機関を管理運用主体として活用することとなった。

○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\begin{aligned}
 \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\
 &\quad + \text{制度間調整拠出金}^{\text{注1}} - \text{制度間調整交付金}^{\text{注1}} \\
 &\quad + \text{年金保険者拠出金}^{\text{注2}} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入}^{\text{注2}} \\
 &\quad + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\
 &\quad + \text{厚生年金拠出金} - \text{厚生年金交付金} \\
 &\quad \quad \quad - \text{追加費用} \\
 &\quad \quad \quad - \text{職域等費用納付金} \\
 &= \text{基礎年金拠出金} + \text{独自給付費}
 \end{aligned}$$

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、制度が社会保険方式として負担す

るという意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

注1 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成9年4月1日廃止）に基づき、下記調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れるまたは拠出する額のことである（精算措置があるため平成11年度まで発生する。）。

また、制度間調整交付金とは、同法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられるまたは交付される額のことである（精算措置があるため平成11年度まで発生する。）。

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元年の年金制度改正において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和59年の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済から国鉄共済に財政援助が行われることとなったが、この財政援助を拡大したものである。平成2年度から始まったが、平成9年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となった。

注2 年金保険者拠出金とは、旧三公社共済組合の共済年金の厚生年金への統合（平成9年4月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。

また、国共済組合連合会等拠出金収入とは、旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成9年4月）に伴う支援措置に基づき、厚生年金における国共済、地共済、私学共済及び農林年金から納付される拠出金収入のことである。

これらは、被用者年金一元化に伴い廃止となった。

○失権率の改善

失権率が低下することである。老齢・退職年金や遺族年金及び障害年金の主たる失権理由は、主に受給権者の死亡である。したがって、死亡率の動向は今後の年金給付に大きな影響を与える。平成16年財政再計算から、全制度で、将来推計人口で用いられた死亡率の改善と同様の失権率の改善（つまり死亡率の低下）を織り込んで計算している。

○就業率

15歳以上の人口に占める「就業者」の割合のことである。

○収支比率

保険料収入と運用収入の計に対する、実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の比率

である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

○受給者・受給権者

受給権者とは、受給権をもっている（受給資格がある）者であり、受給者とは、受給権者のうち全額支給停止となっている者を除いた者である。なお、財政検証・財政再計算の場合は、すべて受給者でみている。

○将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所において、5年に1度の国勢調査結果の公表にあわせて、将来の人口の見通しを推計している。財政検証・財政再計算では、それら人口の見通しを基に、将来の被保険者数が設定されている。

○職域年金部分

現行制度における共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額（厚生年金相当部分）に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。

このような形となったのは、昭和61年4月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、それまでの共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、その報酬比例年金については、厚生年金と同じ年金額計算式からなる分に職域年金分が加算される仕組みとなった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を2階部分、さらにその上乗せである職域年金部分を3階部分ということがある。職域年金部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。

なお、職域年金部分については、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行により公的年金としては廃止することとなった。この際、旧法共済年金については、所定の方法で厚生年金相当分と職域年金部分に分けて取り扱われた。

○所得代替率

「標準的な年金（夫婦二人の年金月額）」の「現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）」に対する比率。年金の給付水準を測る指標のことである。

○初任年齢グループ

私学共済では、平成21年財政再計算までは、被保険者を新規加入時の年齢によりいくつかに分けて推計していた。

○スライド調整率

平成16年改正により導入されたマクロ経済スライドの基とされる率。「公的年金の被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の伸びを勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

○生産年齢人口

15歳以上65歳未満の人口。共済年金の平成16年・21年の財政再計算において、被保険者数の見込みに使用されていた。

○制度の成熟

公的年金制度は、年齢や一定の納付期間等を年金受給要件としているため、制度発足当初は受給者はほとんどいない。その後の時間の経過とともに、年金受給者が増えてくることになる。また、これに伴って、年金額が増加し、また、積立金は急激な増加から、その後一定水準を維持する（有限均衡方式導入後は、将来的に減少していく。）という動きを示す。これらの動きを年金制度の成熟という。その程度をみる指標としては、年金扶養比率や総合費用率等が用いられている。

○総合費用率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当することから、純賦課保険料率と言われることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

タ行

○待期者

過去において当該制度に加入していた期間がある者のうち、その時点で被保険者でも受給権者でもない者。財政検証・財政再計算で将来の年金受給者数等を推計するのに使用。毎年の決算や事業報告等には出てこない。脱退時の記録しかないことが多く、その後の死亡等の動きを織り込んだ上で計算に使用される。年金受給までの期間を待つ者との意味ともいわれる。地共済の待機者も同意である。

○脱退者

ある年金制度の被保険者が当該制度から脱退する者。脱退者は、制度の加入期間中

に死亡により脱退する者（死亡脱退者）、一定以上の障害の状態となり障害年金受給者となる者（障害脱退者）、それ以外（退職等）の要因で脱退する者（生存脱退者）に分かれる。

○脱退力（率）

脱退率は、ある年金制度の被保険者が一定期間（通常は1年間）に当該制度から脱退する確率のことであり、脱退力はある瞬間の脱退率に相当するものとして定義される。脱退力（率）は財政検証・財政再計算で、制度から脱退する人数を推計するために使用される。脱退力（率）のうち、死亡、障害及びその他を要因とする脱退力（率）のことをそれぞれ、死亡脱退力（率）、障害年金発生力（率）、生存脱退力（率）と呼び、これらの合計である元の脱退力（率）は総脱退力（率）とも呼ばれる。

○段階保険料方式

保険料（率）の設定の方法の一つ。平準保険料率のように将来にわたって変わらない保険料率を設定するのではなく、年を追うごとに保険料率を引き上げていく設定の仕方。保険料率を必要な率に一気に引き上げることが困難な場合に使用される。積立水準は平準保険料方式の場合よりも低くなり、必要な引上げが終了した後の最終保険料率は、一般的に、平準保険料率よりも高くなる。

○賃金上昇率

財政検証・財政再計算における将来の標準報酬の推計で用いる基礎率。定期昇給分のような、年齢とともに賃金が上昇する要素を除去した一人当たりの標準報酬の変動率である。

○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和34年、同37年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国及び地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。整理資源ということもある。

現行の国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国または地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。

なお、被用者年金一元化後の追加費用財源の恩給期間にかかる給付については、負担に見合った水準まで一律に27%減額する（配慮措置あり）とされた。

○積立金の運用収入分及び取崩し分の料率換算

積立金の運用収入及び取崩し分の標準報酬総額に対する比率。積立金の効用を測るもの。運用収入や取崩しによって保険料率がどれくらい軽減されているかがわかる。

○積立度合

前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを示す指標である。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

○積立比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する前年度末に保有する積立金の比率である。前年度末の積立金が、当年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}$$

○独自給付費用率

独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって賄う部分（すなわち独自給付費から国庫・公経済が負担する部分を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left(\begin{array}{l} \text{国庫} \cdot \text{公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

十行

○2階部分

厚生年金の年金給付のうち報酬比例部分。被用者年金一元化前の共済年金については、職域年金部分を除く報酬比例部分であった。

○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者（組合員・加入者）数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

○年齢相関

財政検証・財政再計算において、遺族年金の新規発生者を推計する際に、遺族年金の受給者の年齢を決めるために使用される。死亡した被保険者などとの年齢の関係を示している。

ハ行

○20歳前障害基礎年金

初診日が20歳前にある傷病に係る障害で、障害認定日において一定以上の障害がある者に支給されている障害基礎年金のことである。

○被用者年金制度

被用者年金一元化前の被用者に適用される公的年金制度は厚生年金、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金及び私立学校教職員共済年金があったが、一元化により公務員及び私学教職員も厚生年金に加入することとなり、2階部分の年金は厚生年金に統一された。

○標準的な年金

夫が当該制度の平均賃金で40年間加入し、妻が40年間専業主婦であった場合の「夫婦二人の年金月額（夫婦二人の基礎年金額と夫の報酬比例年金額の合計）」。

被用者年金の給付水準をみる際に使用される。

○標準報酬指数

財政検証・財政再計算で将来の報酬の変化を推計する際に、年功など年齢や勤続期間による上昇を織り込むために使用する。通常は年齢別に設定される。なお、経済の変化による報酬全体の変動は賃金上昇率で考慮される。

○賦課方式

年金制度で、各年の支出をその年の収入で賄う財政方式。対角にあるのが積立方式であるが、両者の間にも多くの段階がある。現状で各制度がどちらであるかと区別することは困難なことが多い。なお、日本の公的年金は、制度設立当初は平準保険料方式を採り積立方式であったが、現在は賦課方式を基本としている。

○手取り年収

被保険者の年収から、租税や社会保険料等を控除した後の手取りベースの年収のことである。

○閉鎖集団方式

年金の財政計算において、将来の新規加入者を考慮せず、現在の加入者及び受給者のみを考慮して行う方法である。

○平準保険料方式

時間的に一定水準を保つ保険料（率）水準で財政収支を図る方式。時間的に変化する給付費を一定の拠出水準により賄うように計画するもの。保険料の拠出を前提として受給権が与えられる公的年金の給付費は、制度発足当初にはほとんどなく、制度の成熟とともに増大するという経過をたどる。このような制度で平準保険料方式を採った場合には、制度が未成熟な段階では収入が支出を上回り、積立金が積み上がるが、制度が成熟した段階では、実際の拠出保険料と積立金の運用収入で給付費を賄っていくという形で、拠出は平準化される。

○平成 16 年度・平成 21 年度・平成 26 年度価格

将来見通しの各年度の金額を平成 16 年度、平成 21 年度、または平成 26 年度の価格にそれぞれ換算したもの。割引率として通常賃金上昇率が使用されている。

○報酬、賞与、総報酬

●報酬・賞与

被用者年金制度で、保険料や給付算定の基礎となるもの。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、被用者年金一元化前の地共済では、報酬の代わりに給料が使われていた。これは各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当ては含まれていなかった（*参照）。私学共済では給与と称しているが、報酬と同じ概念である。

「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものをいう。

公的年金制度では、平成 14 年度までは、標準報酬月額ベースだったが、平成 15 年度からは賞与も含めた総報酬ベースとなっている。

公的年金制度での報酬等（被用者年金一元化後）

厚生年金	国共済	地共済	私学共済
報酬	報酬	報酬 *	給与
賞与	期末手当等	期末手当等	賞与

●標準報酬月額・標準賞与額

標準報酬月額は、被用者年金における報酬月額をいくつかの階級に当てはめたものであり、現在、第 1 級（9.8 万円）～第 30 級（62 万円）の 30 区分である。また、

標準賞与額は、賞与の千円未満の端数を切り捨て、150万円が上限である。保険料は、これらの額に保険料率を乗じて徴収される。

標準報酬月額と標準賞与額を合わせたものが標準報酬(総報酬)。年度間累計値や、それを12で割ったもの(総報酬ベース・月額)が使われる。

年金額の算定では、全被保険者期間の標準報酬月額及び標準賞与額に、賃金スライドや物価スライドを含めた再評価が考慮された「平均標準報酬額」が用いられる。なお、総報酬制導入前の平成14年度までの期間については「平均標準報酬月額」が用いられ、年金額はその前後の期間で別々に計算され、合算される。

* 被用者年金一元化前の地共済では、報酬の代わりに手当を含まない給料を使用していた。給付では、その元となる平均給料月額として給料の1.25倍に賞与を加え、スライド等の再評価を加えたものを使用した。給料に係る保険料率は、手当を含んでいない分高く設定されていた。なお、この1.25という数値は、諸手当の割合を考慮して、一元化法施行前の地共済法施行令(第23条第1項)及び同施行規則(第2条の3)で定められていた。

年金数理部会においては、他制度と比較するため、地共済の数値については、給料×1.25を標準報酬月額とし、保険料率は給料に係る料率を1.25分の1に換算して使用していた。

○報酬比例部分

被用者年金給付のうち、被保険者であった期間の報酬等をもとに算定される部分。2階部分及び旧職域年金部分。

○保険料水準固定方式

保険料(率)の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てる財政方式。厚生年金、国民年金において平成16年改正で、給付水準を調整するマクロ経済スライドとともに導入された。なお、平成16年改正までは、給付が先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率が後から定まる方式がとられていた。

○マクロ経済スライド

社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロでみた負担能力と給付の規模の変動に応じて、給付水準を調整する仕組みである。公的年金の年金額は、被用者年金制度全体の手取り賃金の伸びや物価の変動を考慮して改定が行われるが、その改定の一部を、スライド調整率を基として抑制するもの。マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間(以後、調整期間という。)、行われる。

注 マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われ

るが、

- ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
- ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることとはしないこととされている。

ヤ行

○有遺族率

死亡した被保険者や受給権者に遺族年金の受給権者になることのできる者がいる割合のことである。

○有限均衡方式

年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法で、平成 16 年の制度改正で導入された。

現在は、概ね 100 年間の財政均衡期間を想定し、その最終年度において給付に支障が生じないようにするため積立度合 1 の積立金を保有する仕組みがとられている。

なお、平成 16 年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法（永久均衡方式）がとられていた。

ラ行

○労働力率

15 歳以上人口に占める、労働力人口（「就業者」及び「完全失業者」の合計）の割合のことである。

○老齢（・退年）相当と通老（・通退）相当

老齢（・退年）相当とは、当該制度の加入期間が 25 年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む。）の新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

通老（・通退）相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢（・退年）相当に満たない新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

ワ行

○割引率

現価を算定する際に使用される率。運用利回りがよく使われるが、賃金上昇率や物価上昇率が使用される場合もある。年金現価を算定する際には、有限均衡方式下のように対象期間が有限であれば問題はないが、永久均衡方式の下では、割引率は収入、支出等の伸び率よりも大きな値でないと計算できない。